

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 25 日

各都道府県衛生主管部（局）
死体解剖資格認定事務御担当者 様

厚生労働省医政局医事課
試験免許室免許登録係

死体解剖資格認定の申請に係る進達について（依頼）

平素より、死体解剖資格認定業務に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

死体解剖保存法施行令（昭和 28 年 12 月 8 日政令第 381 号）に基づき、各都道府県より進達いただいているところですが、申請者が各保健所等受付窓口書類を提出してから、厚生労働省に進達されるまで著しい期間を要した事例が複数発生しております。

つきましては、迅速な死体解剖資格認定に係る審査ができるよう、申請に係る書類について、書類を受け付けた際には、死体解剖資格認定要領（令和 7 年 3 月 24 日付け医政発 0324 第 13 号）に則り速やかに審査等を行い、遅滞なく厚生労働省に進達するようお願いいたします。

なお、審査等の実施にあたり不明な点がある場合には、当係までお問い合わせください。

また、貴職におかれましては、本事務連絡の内容をご了知いただくとともに、貴管下各保健所等受付窓口周知いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

厚生労働省医政局医事課試験免許室
免許登録係

代表：03-5253-1111（内線 2577）